

平成 29 年 5 月 30 日
子ども・若者部保育認定・調整課

保育の利用・調整基準の見直しについて

1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法、区条例及び規則に基づき、利用調整の方法を定め、保育利用の必要性の度合いを指数化したポイント制により、入園選考を実施している。

そこで、これまでに示された国の考え方や区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望等や、保育の利用調整を行うための基準指数等に関する子ども・子育て会議からの提言等を踏まえ、標記の件について、改正に向けて検討する。

2 概要

(1) 保護者のいずれかが満 18 歳未満である場合の優先利用について【新設】

背景

保護者が未成年の場合、不安定な経済基盤で、親族のサポートが得難く、精神的な未熟さによって、養育等に困難が生じるケースが多い。こうした、困難を抱えるケースに対して、保護者が保育所の利用を希望する場合、入所に対する優先度を高め、児童福祉の観点から支援を行う必要がある。

現状

養育等が困難な家庭に対して、各総合支所の生活支援課子ども家庭支援センターと連携を図りながら、個別の家庭状況に応じて、現行の利用基準の「その他区長が認める場合」で対応する優先利用の取扱いを行っている。

子ども・子育て会議における主な意見

- ・保護者のいずれかが満 18 歳未満である場合は、優先利用の対象とする。
- ・現規則で規定している、保育の利用基準「前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合」の後に「(保護者のいずれかが満 18 歳未満の者である場合を含む)」を加える規則改正を検討する。
- ・若年での妊娠出産はその後の生活に大きな社会的リスクを抱えていく可能性も高く、行政としてもさらに踏みこんだ支援をする必要がある。

改正案(検討中)

ア 概要

保護者のいずれかが満 18 歳未満で養育等に困難が生じると判断される場合は、優先利用の対象とする。

イ 条件

子の出生日において、保護者のいずれかが満 18 歳未満であることを条件とする。

ウ 改正案

現規則で規定している、保育の利用基準 7 その他「前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合」の後に「(保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む)」を加える。

エ 保育料の算定

保育料の算定については、祖父母と同居し生計が同一の場合、保育料の算定に祖父母の所得が加算されるが、他の配慮世帯についても同一の算定方法を採用しているため、現行どおり算定する。

オ 新旧対照表(案)(保育のごあんない 抜粋)

番号	類型	旧	新
7	その他	前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合(子の出生日に保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む)

備考(6) は、番号1～6を準用する。

カ 参考(児童福祉法)

(児童等)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

キ 参考(他自治体の例)

・西東京市:「保護者が満18歳未満である場合」を新たに規定した(平成28年度)。

満18歳未満の保護者は、児童福祉法に児童として規定され、かつ高等学校在学に相当する年齢であることから、家庭に対する支援の必要性に鑑み、規定することとした(入所選考基準改定通知抜粋)。

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合【新設】

(2) 配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等（看護又は介護）が必要な場合の優先利用について【新設】

背景

主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護又は介護（以下、「看護等」という）が必要な状態となるとともに、同居の祖父母も疾病等のため看護等が必要な状況になるケースがある。

こうした、家庭状況においては、看護等が必要な同居者が一人の場合に比べ、子の養育等に困難が生じる可能性が高い。

現状

- ・ 現行の利用調整において、同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員（申込児は除く。）がいる場合は、保育の調整基準において2ポイントの加算を行っている。
- ・ その結果、申込児を除く全介護が必要な重度の障害を有する世帯員が一人でも、複数でも、加点のポイントは変わらず、より保育を必要とする家庭の優先利用につながっていない。

子ども・子育て会議における主な意見

- ・ 緊急時に保育が必要な場合は、これまでどおり、現行制度の緊急保育において対応する。
- ・ 一方、緊急保育の期間の延長については2ヶ月を限度に、個々のケースにより判断しているが、保護者が傷病のため継続して長期入院をする場合などの養育困難世帯においても、継続して預かることができないなどの弊害が生じている。
- ・ そのため、緊急保育の期間延長をするケース（2ヶ月を超え利用する場合）については、入園申込みにおいて、通常の有償受託点（6ポイント若しくは5ポイント）にさらに2ポイントを加算する。

改正案（検討中）

ア 概要

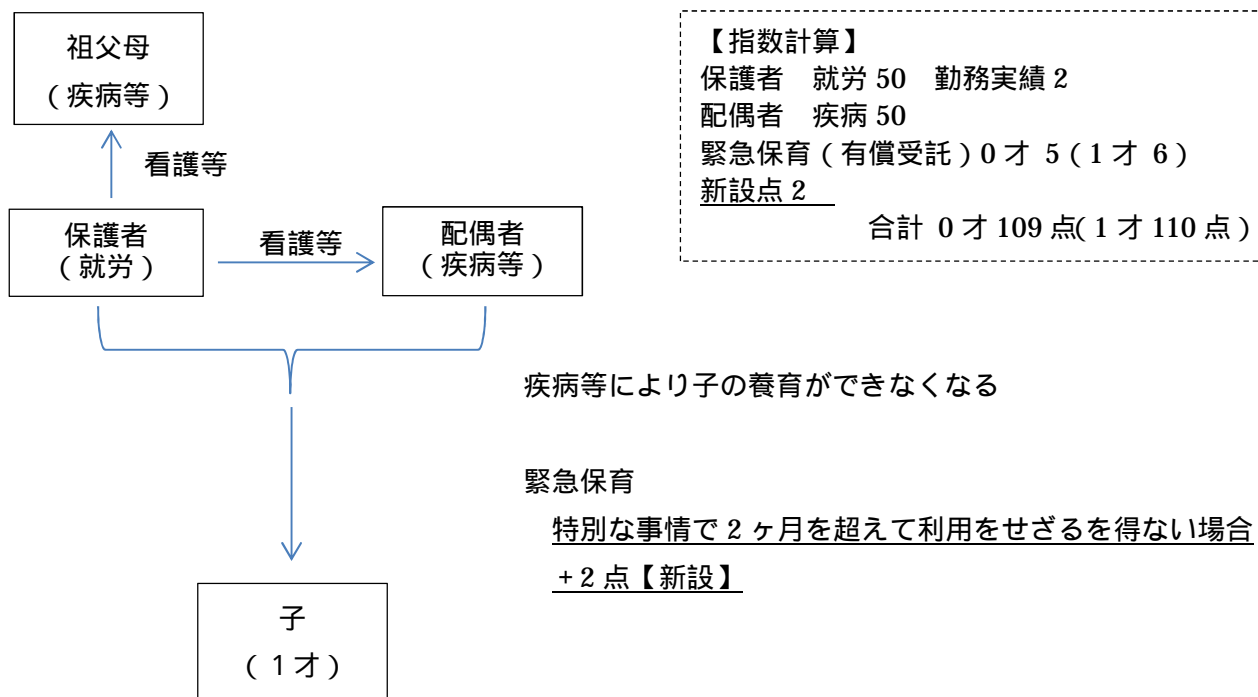
主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護等が必要な状態となるとともに、同居等の祖父母も疾病等のため看護等が必要になったことにより、緊急保育を利用している場合、かつ、入院や治療等の長期化により緊急保育の利用期間（最長2ヶ月）を超えて利用せざるを得ない場合について、保育の調整基準で通常の有償受託点（6ポイント若しくは5ポイント）にさらに2ポイント加算する。

イ 改正案（保育のごあんない 抜粋）

番号	新	調整基準指数
23	特別な事情により緊急保育の利用期間を延長している場合	+2

番号23は、緊急保育を2ヶ月を超えて利用しており、かつ、その事由が主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、看護等が必要な状態となるとともに、同居等の祖父母も疾病等のため看護等を必要としている場合に限る。

【例】 子が0才（または1才）の場合



【緊急保育利用期間との関係】

1ヶ月 (緊急保育)	2ヶ月 (緊急保育) 延長 原則1回	3ヶ月 (緊急保育) 延長 区長が認める場合
---------------	-----------------------------	---------------------------------

→
+ 2点

(3) 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用【新設】

背景

国の通知(「『保活』の実態に関する調査」の結果等を受けた対応について)において、保育士等の子どもが保育所等の利用を希望する場合について、優先利用への配慮要請があった。

現状

保護者の職業や職種による優先利用の項目はなく、就労については、週の勤務日数及び時間により、指数を決定し利用調整を行っている。

子ども・子育て会議における主な意見

- ・国の通知により、優先的な取扱いについて配慮を要請されている事項であるため、優先利用の対象とする。
- ・保育の利用・調整基準の指数の見直しについては、都や他自治体の状況等を踏まえ、時限的な適用を目指す。

改正案(検討中)

ア 改正の視点

世田谷区の待機児童解消に寄与することを最重要視する。

イ 概要

世田谷区内に在住(転入予定含む)・在勤(就労内定除く)であり、別表 印の区内施設等に従事している保育士または保育教諭について、保育の調整基準を+2点加算する。

ウ 対象

対象は入園希望月において、別表に勤務する保育士または保育教諭とする。

エ 改正案

(ア) 改正案

(保育のごあんない 抜粋)

番号	新	調整基準指数
30	区内に住所を有し、かつ、別表 印に該当する区内施設等において保育士又は保育教諭(施設長含む)として1日6時間以上月20日以上勤務する(産休・育休取得者含む、就労内定者除く)者	+2

番号30は、平成30年4月から平成32年4月までの利用調整に適用し、新規申込で加点を希望する者を対象とする。保育士証・保育士優先入園に関する申立書の添付を必要とする。

(イ) 改正案

番号	新	調整基準指数
30	<p>以下すべてに該当する場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に住所を有し、かつ、別表 印に該当する区内施設等に勤務する保育士又は保育教諭(施設長含む)として1日6時間以上月20日以上勤務する(産休・育休取得者含む、就労内定者除く)者 ・4月1日入園の第一次選考時点において、保育園の入園が決まっていない場合 ・当該職員が育児休業から復帰できないことにより、子どもの定員に必要な保育士等が確保出来ないなど、別表印の区内施設等の運営に深刻な影響があることが明らかかな場合 	+ 2

現時点では適用期限は定めない。

【別表】対象となる施設等

施設		可否	適用条件	
施設型 給付対象施設	区立保育園		<p>(案 の場合) 平成30年4月から平成32年4月までの利用調整において適用する。</p> <p>(案 の場合) 現時点では適用期限は定め ない。</p>	
	私立保育園			
	区立認定こども園	幼稚園型		(保育教諭のみ)
	私立認定こども園	幼保連携型		
		幼稚園型		
地域型 保育事業	家庭的保育事業			
	小規模保育事業			
	事業所内保育事業			
認可外 保育施設	保育室			
	保育ママ			
	認証保育所			
	その他	×		

オ 参考（他自治体の例）

- ・ **杉並区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

項番	対象	適用条件
	申込み児童の保護者が、杉並区の認可保育所・地域型保育事業所・杉並区保育室・定期利用保育（但し、民営の施設に限る）・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設（都の指導監督基準を満たしたベビーホテル）に保育士・保育教諭として勤務し、申込み日現在、育児休業中である世帯。	平成29年4月から平成31年4月までの利用調整において適用する。非常勤の場合は月80時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
	利用開始希望月に係る保育料決定の算出根拠となる区民税所得割額が低位の世帯	平成29年4月入所から適用する。

- ・ **北区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

項番	対象
	保育士等の子どもの場合（保護者が区内の保育施設に保育士又は保育教諭として月120時間以上勤務している世帯）
	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯の場合

- ・ **墨田区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（27年4月から適用）

項番	対象	適用条件
	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月120時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者（学童クラブ指導員等）として月120時間以降勤務している場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
	保護者の前年度の区民税（市町村民税）所得割の合計額が低い世帯	

- ・ **新宿区**：「利用調整基準」及び「同一指数時の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

	調整基準	調整指数
保育士	新宿区内の保育施設（認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所）で週30時間以上保育士として勤務する（産休・育休取得者含む）場合、なお、就労内定者については、4点を減じないものとする（1点の加点は適用しない）。保育士証・保育士優先入園に関する申立書要添付。新規申込を対象とする。	1
新宿区のフルタイムの利用基準は20（世田谷区は50）であるため、調整指数を区に換算すると2.5となる。		

他自治体は、職種を「保育士・保育教諭」、項目を「同一指数の優先順位」に適用するケースが多い。